

『続日本紀』の祥瑞記事と賑給記事

中 西 康 裕

は じ め に

『続日本紀』は奈良時代を中心とする基本史料であるが、その複雑な編纂過程が解明され、かつ史料論が確立されているとは言い難い。これらを主題としたり閲説した研究の潮流として、『続日本紀』奏進の上表文の研究と、『続日本紀』の記事および表記の研究に大別できる。先に改賜姓記事の表記について検討し⁽¹⁾、後者の研究の一翼を担つた。本稿では既往の研究を整理して研究方法を提示し、その後に祥瑞と賑給記事について言及したい。

なお、取り上げた研究には、『続日本紀』の編纂と記事や表記との関連を直接主題としないものもある。それらに言及するのは執筆者の意図に反するものもあるが、本稿の関心に従つて整理したい。御了解を願う次第である。

一 『続日本紀』の記事・表記の研究の整理

(1)官社 『続日本紀』の表記が編纂段階によつて異なることを最初に指摘されたのは西山徳氏であろう⁽²⁾。西山氏は官社に預かれた記事を六国史から調査された。『続日本紀』には九例あり、三形式に分けられた。時間を追つて「入

幣（帛）例」から「官社」に変わり、そして「幣社」が現れ、再び「官社」となることを指摘された。これは数回にわたる複雑な編纂過程が、表現形式の分散となつて現れないと結論された。

西山氏が指摘するように表記の変化は追えるが、問題がないわけでもない。第一に、九例中二例は詔文、一例は言上文であり、地の文との比較は注意を要する。地の文の表記の変化を中心とし、詔勅や言上文などの原資料による影響が強い表記は二義的に検討する必要がある。第二に、用例が九例しかないことである。僅かな用例をもつて編纂にまで言及することが可能であろうか。「官社」から「幣社」への変化が宝龜九年（七七八）と十一年（卷三十五と卷三十六）にあることは明白だが、それ以外の変化がいつの時点かが不明である。

(2)太政官处分 法令の書式に着目されたのが早川庄八氏⁽³⁾で、まず「太政官处分」について言及された。国史で日にかけて直ちに「太政官处分」と表記し、概ね短文の法令を記すものをA形式。言上文を記し記事の末に「太政官处分」として处置を命じ、しばしば長文となるものをB形式と分類された。『続日本紀』では、A形式は大宝元年（七〇一）から天平宝字元年（七五七）までの二十六例で、前半二十卷のみに集中し、後半二十卷には一例もない。B形式は天平十五年（七四三）、宝龜三年、同四年、同十年（二例）の五例で、太政官处分型法令で太政官符によつて施行されたものと指摘された。前者の分布の理由の一つとして、藤原仲麻呂時代の曹案三十卷に起因するとされた。また、別の理由として、大宝令の施行期には太政官处分という法令呼称が一般に行われ、それをそのまま用いて記事を作成したと考えられた。

前半の「太政官处分」を曹案段階にまで視野に入れ表記の変化に言及した点は評価できる。A形式の太政官处分は確かに前半のみに集中して現れるが、最後の一例は天平宝字元年十月であり、その天平宝字元年紀の編纂状況は特異である⁽⁴⁾。天平宝字元年紀は桓武朝で菅野真道らによつて新たに撰修されたものであるから、「太政官处分」の表記があるとはいえ、それを曹案三十卷に止揚することはできない。かえつて、原資料の在り方を伝えるものとして理解

するべきである。二つ目の理由を是とすべきであろう。

(3) 制 続けて、早川氏は「制」で始まる法令に着目された⁽⁵⁾。「続日本紀」で日にかけて直ちに「制」「始制」「制定」として法令を記す事例は六十一例あるが、天平宝字元年十月を最後として、後半にはその例がまつたくみられない。それには詔ないし勅に出ずる法令、論奏型法令があり、また太政官处分型法令・式部省符もあることを指摘された。そして、曹案三十巻の表記に由来するか、と推定されている。

これも、天平宝字元年十月が最後であるから、(2)の太政官处分と同様、原資料の相違とするべきであろう。

(4) 国司補任 膨大な量の国司補任記事の特色を抽出されたのが館野和己氏である⁽⁶⁾。編纂過程と関連する点は次のように整理できる。(1)国により記事の数に多寡がある。(2)補任記事は巻二十までは守の、それも五位以上であり、巻二十一以降は五位以上であれば守に限らず収録している。両者の間に編纂の態度の大きな差異が現れている。(3)巻二十以降の方がはるかに補任記事が多い。編纂態度の相違が一つの理由である。

右の見解は、概ね首肯し得る。ただし、資料処理にあたって、巻二十までの前半と巻二十一以降の後半を当初より区分された点にはやや疑問を感じる。編纂過程を視野に入れた記事の分析であるならば、編纂過程による区分を行わずに、変化を抽出してから編纂過程との関連を論じるべきであろう。また、先述したように天平宝字元年紀には注意したい。就中、天平宝字元年七月の正六位上藤原乙繩の日向員外掾への補任記事は、前半の原則から唯一はみ出た事例である。館野氏は重大事件に関わった右大臣の子という理由から例外とされているが、編纂過程を考えれば、天平宝字元年紀を前半として扱うこと自体が不合理である。

(5) 敕 佐竹昭氏は赦文の史料的性格から編纂過程について考察された⁽⁷⁾。赦文の構成要素として、赦が発布された時刻・対象とする刑罰体系など八項目をあげられ、国史の赦の記事における残存状況を分析された。そして、赦文をI型（八・七個残存）、II型（六・三個残存）、III型（一個残存）、IV型（〇個残存）、その他（うち曲赦五例、宣命体二

天皇	卷	年	赦					祥瑞			疫病		飢饉	
			I型	II型	III型	IV型	その他	元日 朝賀	奏瑞	祥瑞 件数	給医 療之	賑給 之	賑恤	賑給
	17	19 20 天平勝宝1	1 1	1			1 1	× × ×			1	2 1	1 1	
孝 謙	18	1 2 3 4			1 1			○	○					1
	19	5 6 7 8			1 3 1 1			×	○	1 1				
	20	天平宝字1 2	1					×						
	21	2					1							
淳 仁	22	3 4						○ ○				2		1
	23	4 5		1			1	×						
	24	6 7						×	○			1 3		6 16
	25	8	8 2				1					3		8
称 徳	26	天平神護1					2	○					1	12
	27	2 1												5
	28	神護景雲1					1							4
	29	2 3 1					1	○ ○		5 1				1 2
光 仁	30	宝 龜1	1							1 4		2		4
	31	1 2					1 1	○		1				1
	32	3 4 3		1			1	○ ○		2	1	1		1 3
	33	5 6 1									1 2			14 4
桓 武	34	7 8			1					1				3
	35	9 10 1	1 1					×	○ ○	3				1
	36	天 応1	1 2						○	1		2		2 1
	37	延 曆1 2	1					×		1				2
武	38	3 4				1		○		2 1		1		3
	39	5 6 7				1				1				
	40	8 9 10	1					×		1 1				5 4 1

第1表 『統日本紀』の赦・祥瑞・疫病・飢饉記事

天皇	卷	年	赦					祥瑞		疫病		飢饉		
			I型	II型	III型	IV型	その他	元日 朝賀	奏瑞	祥瑞 件数	給医 薬療 之	賑給 之	賑恤	賑給
文	1	文武	1 2 3 4			1 1		1	○		3 2 2 1	2 1		1
	2	大宝	1 2			1 1	1 3		○ ○	○	3	2		
	3	慶雲	3 1 2 3 4				1 1	1	× ○ ○		4 2 2	2 2 1		2 1 2
	4	和銅	4 1 2		1			1			1	1 3 3		1
元	5		3 4 5			1			○			1 1 1		1 1
	6	靈龜	6 7 1	1			1		○ ○	○	5	2		1
	7	養老	1 2 1				1	1	×					
正	8		2 3 4 5	1				2	○	○				
	9	神龜	6 7 1		1			1 1	1	○				
	10	天平	1 2					1	1	○ ○				
聖	11		3 4 5 6		2 1	1		1	○	○ ○			1	1
	12		7 8 9	1	1	2								2
	13		10 11 12		1 1	1			○ ○	○ ○				
武	14		13 14	1					○ ○					
	15		15 16						○ ×					
	16		17 18	1 1		1			×	×				

例、例外五例)に分類された。佐竹氏の分類を基に、天皇・巻・年次別に整理したものが第1表の赦の欄である(なお、その他・曲赦・宣命体・例外とされたものは、一括してその他に集計した)。

佐竹氏は、以下のような指摘をされた。(1)IV型が卷十二以降なくなる。卷十二以降は編纂段階で原赦書ないしはそれらを類聚したものを利用された。②卷十六・十七ではI型・II型の記載が多いが、卷十八・十九では八例すべてがIII型に統一されており、卷別の省略記載の方針が窺える。逆に卷二十にはI型の記載がみられる。卷十九までの縮小再編の作業と、卷二十が別に再編集されて詳細な記述を残している。③後半ではI型の赦文が多い。特に、編纂過程の異なる卷三十五以降の六巻では二例を除くとすべてI型である。

当初より前半と後半に分けての分析に(4)と同様疑問は残るが、右の佐竹氏の指摘は概ね継承できる。ただし、以下の点を付け加えることができよう。I型は卷一～五、卷九～十一、卷二十一～二十四には見られない。前半は記事が簡略化されていることが理由であろうが、特に卷一～三是II型もないことは、文武紀の簡略さが際立つ。卷二十一～二十四は淳仁紀にあたるが、II型一例を除いて形式的に残存するものが乏しい。

(6)幣帛 西宮秀紀氏は幣・幣帛記事について論究された⁽⁸⁾。本稿の関心から、奉幣の表記について言及された部分だけを紹介する。奉幣の対象となる不特定多数の神社の表記は、卷二十四から卷二十三には「畿内群神」(七例)といふ表記が散見する。一方、「畿内七道諸社」(四例)や「諸社」(十例)という表記は一例を除いて卷十八までにしか見えない。西宮氏は、卷二十までと卷二十一以降は編纂が異なることに関連があると想定している。

西宮氏は慎重を期して、「諸社」「畿内七道諸社」は卷十八まで(一例を除く)、「畿内群神」は卷二十四から卷三十三までとされたが、卷十二の天平九年四月の「(大宰府)部内諸社」や卷十四の天平十三年正月の「伊勢大神宮及七道諸社」を前者の事例に入れても良いであろう。「畿内群神」は確かに卷二十四から卷三十三までだが、他に「天下群神」(天平宝字六年十一月、宝龜七年八月)が一例、「諸国群神」(宝龜六年四月)が一例ある。卷二十四と卷三十

三であり、西宮氏の指摘された範囲内に収まる。つまり、「諸社」から「群神」へと表記が変化している。ただし、その変化の理由を『続日本紀』の編纂過程の差異に求められるのは、前者が卷十八までで、後者は卷二十四からであるから、変化は卷十九から卷二十三までの間にあるという漠然とした捉え方しかできない。前半と後半という編纂段階の相違に帰結するであろうが、これだけをもつて即断することはできない。

(7) 地震　自然災害の中で地震記事に着目されたのが安田政彦氏の研究である^⑨。地震記事は卷十八以前と卷三十二以降に集中する。一方、卷十九から卷三十一までは地震記事を記載しない方針であった可能性もあり、この三十年間に地震が全くなかつたとは言えないことを指摘された。さらに、地震関連記事の記述は卷によつて異なり、卷八では地震記事とともに詔を記載し政府の動搖を明らかにする。ところが、卷九では具体的な事例は記載せず、詔だけを記載する。安田氏はこの違いが生じた理由を、不比等と元明の死没との関わりを想定されている。また、天平十七・十八年（卷十六）に地震の記事数が突出するが、そこでは地震記事だけで、詔の掲載はみられない。これは天譲を恐れる詔を掲載することは、聖武を批判することにもなるという配慮があつたためと推定されている。そして、卷三十二以降では、井上内親王事件や藤原魚名事件などの政情不安・予兆として修飾する役割をはたしている、と考えられた。

指摘されるように、『続日本紀』から当時の自然災害を完全に把握することは不可能である。また、政治思想との関連も示唆に富む。ただ、そうした関連は地震記事だけではなく、他の記事からのアプローチも必要であろう。

(8) 小結　以上、『続日本紀』の記事・表記と編纂過程に関する研究をいくつか紹介してきた。この他にも取り上げるべき研究があるが、紙幅の都合もあり別の機会にしたい。取り敢えず、右にみた研究動向から、今後の研究に関する注意点をまとめ、今後の研究方法としておきたい。

- ・事例の多い事項を取り上げること。
- ・記事自体が、詔勅や太政官符などを引用する形で書かれているか、『続日本紀』編者の文（地の文）で書かれて

いるかを区分すること。

- ・『続日本紀』編者が参考とした原資料の相違、また原資料における表記の変化がないかを確認すること。
- ・『続日本紀』の編纂段階の抽出が研究の主眼であるから、データは当初から時期区分せずに分析すること。
- ・自然現象に関する事項に顕著であるが、史実がすべて記載されているとは限らない。取捨選択において政治的判断が行われている可能性があること。なお、ここで言う政治的判断とは、事由が発生した時の為政者の場合と、編纂段階の為政者の場合とがある。

一一 祥瑞記事

『続日本紀』の記事や表記の研究の中で最も議論が活発なのが祥瑞に関するものである。嚆矢となつたのが、福原栄太郎氏の研究⁽⁴⁾で、その後柄浩司・細井浩志氏⁽⁵⁾が特に編纂と関連させている⁽⁶⁾。

福原氏の研究の中から『続日本紀』の編纂に論及された部分を紹介する。まず、福原氏が作成された『続日本紀』にみえる祥瑞一覧表を天皇・巻別・年次別に再度整理した（第1表祥瑞欄）。なお、元日朝賀の×印は廢朝を意味する。祥瑞件数は、福原氏が年内祥瑞記事としてあげたものに、参考記事としてあげたものを加えて件数のみを示した）。福原氏は次の二点を指摘された。第一に、養老四年（七二〇）から天平勝宝六年（七五四）までの元日奏瑞の記事は十四回あるが、年内の献瑞記事は大瑞を除いてみえない。第二に、神護景雲二年（七六八）から延暦十年（七九一）までは献瑞記事は多くみえるが、元日奏瑞は天応元年（七八一）の一回である。第三に、天平勝宝八歳から神護景雲元年までは、元日奏瑞も年内献瑞もみえない祥瑞空白期間がある。そして、これらの特徴を編纂に関連させて、①元日奏瑞がある部分は前半に属す。また、年内献瑞がみて元日奏瑞がみえない部分は後半である。②前半で

献瑞記事がみえるのは、元日朝賀の儀式に奏瑞が含まれた靈龜元年（七一五）までである。③前半部分の方針として、令規定に則つて祥瑞記事を採録した。④元日奏瑞、年内献瑞が共にない天平宝字年間を中心とする前後十三年間は、祥瑞の史料の欠落ではなく、藤原仲麻呂や道鏡が政権にあつたことに関連する。

柄浩司氏は祥瑞記事の分布から、福原氏の見解から進んで次の点を指摘された。第一に、天平年間後半から天平勝宝年間は比較的少なく、特に天平宝字二年八月から天平神護元年（七六五）までは大瑞も含め全くみえないこと。第二に、宝龜年間は延暦年間に比べ密であること。そして福原氏の見解に対し、次のように批判を加えられた。②靈龜元年以降でも献進記事がある。③靈龜元年以前は祥瑞の採録は献進時の記録を中心に、それ以降は奏瑞を中心とした編纂方針の差異である。④仲麻呂・道鏡政権の時期にも祥瑞は出現し朝廷に進献されたが、編纂上の何らかの理由で『続日本紀』には採録されなかつた。さらに、柄氏は祥瑞の記事を三分類された。A型・「某国獻…」といった簡単な記事、B型・A型の他に褒賞授位等が記されるもの。C型・詔勅等に含まれるもの、もしくはそれを導くものである。そして、改元に関するものを除けば、卷二十七から卷三十は各類型ほぼ均等であるが、以後の宝龜年間はA型が多數を占めるなどを抽出され、石川名足らの案牘二十巻の成立を知る上で参考になるとされた。

細井浩志氏の研究は、祥瑞と天文記事に焦点をあて、『続日本紀』は自然現象の状況を忠実に記していると結論される¹⁴⁾。祥瑞に関する見解をみてゆく。第一に、神護景雲元年以降、祥瑞記事は多數見られること。第二に、『続日本紀』は称徳朝の祥瑞を否定的に評価するが、記事の削除ではなくその歎嘆性を暴露していること。第三に、淳仁朝での祥瑞記事の欠如は、藤原仲麻呂が祥瑞を軽視する態度を天子の理想としたためであり、『続日本紀』の編纂段階で祥瑞を特に取捨選択したとは考えられない。

祥瑞記事の分布を第1表を元にもう一度検討してみると、福原氏の祥瑞の範疇で言えば、年内献瑞がみられないのは靈龜二年以降であるが、換言すれば元正紀以降である。祥瑞の範疇が福原氏のものより広い柄氏の論に立てば、元

正紀・聖武紀・孝謙紀が少なく、淳仁紀は皆無である。福原・柄両氏の見解の相違は、祥瑞の範疇の相違に起因する。本稿は祥瑞の解説を主としたものではないので、論評は控えるべきであろうが、祥瑞の範疇を広げすぎるのは如何と思う。

ただし、編纂に関する柄氏の批判はほぼ的を射たものである。細井氏の第三点も含めて考えてみる。天平勝宝八歳から神護景雲元年まで祥瑞記事がない理由を、政権掌握者の藤原仲麻呂や道鏡と直接結びつけるのは疑問である。仲麻呂の唐風好みは夙に知られ、仲麻呂が祥瑞を情宣に使わなかつた、祥瑞を出現させなかつたというのは不自然である。仲麻呂が祥瑞を軽視する天子の理想像を持っていたか否かは即断できないが、光明崩御以降の政権の斜陽期においてすら祥瑞を利用しない頑迷さがあつたであろうか。橘奈良麻呂の変が終息した直後に、駿河からの蚕字の出現によつて、天平宝字に改元したことを想起すればよいであろう。また、道鏡政権後半には祥瑞記事があることは、その前半期での祥瑞出現が皆無であつたことを意味するのではなく、意図的な削除を考えるべきである。宝亀元年称徳が既に病床にある^[4]五月壬申〔十一日〕条に伊予から白鹿が、大宰府から白雀が献上され長文の詔と左右大臣等の奏言を掲載している。その奏言の中に「風雲改^レ色、飛走馴^レ仁、奇珍嘉瑞、不^レ絶^{「於國府」}、遠琛殊^レ責、无^レ停^{「於史筆」}。」とある。称徳の治世によつて、珍奇なものや喜ばしくめでたいもの（祥瑞と考えてよい）が倉に絶えることなく、書き記す筆が止まることない、という意味であろう。称徳を讃える修飾があるが、これまでにも祥瑞がなかつたわけではなかろう（つまり、神護景雲元年以前にも祥瑞が出現していたと考へるのが妥当であり、後の国史編纂で意図的に削除されたと考へるべきである。祥瑞は天人相関思想に基づくものである。これを顧みれば、『続日本紀』編者が仲麻呂と道鏡の政権を忌避し、祥瑞記事を意図的に削除したものと考えられる）。

三 賑 給 記 事

古代社会においてしばしば発生した疫病と飢饉に関する記事を整理されたのが舟尾好正氏である¹⁹⁹。まず、疫病に対する政府の処置の記事は「給一（医）薬一療一之」（あるいは「給一（医）薬一救一之」）から「賑一給一之」へと表記が変化し、それを天平末期と推定された。次に、飢饉に対する政府の処置の記事には「賑恤」と「賑給」の表記がある。

「賑恤」は天平期以前に多く、この期間の三分の一を占める。「賑給」は天平勝宝期以降は一例を除いて使用される。つまり、疫病・飢饉に対する政府の処置を記した表記のいずれもが、天平勝宝元年前後に変化することを明らかにされた。ここから、文武から天平期までと天平勝宝以降の編纂段階の相違を主張された。すなわち、従来『続日本紀』は聖武の在世期間まで（文武・天平勝宝）とそれ以降とを二分割して編纂事情を考えてきたが、文武から天平期（聖武在位中）までを一まとめとする解釈も可能であることを結論されたのである²⁰⁰。これに対しても、批判的な見解もある²⁰¹が、『続日本紀』編纂の一段階として孝謙期の編纂を想定する研究もある²⁰²。

舟尾氏のあげられた疫病・飢饉記事を再度集計したのが第1表の疫病・飢饉欄である²⁰³。舟尾氏は巻十七（途中の天平勝宝元年七月に孝謙が即位する）に用語の変化の画期を見出された。疫病に関して、「給一（医）薬一療一之」の最後の用例は和銅六年（七一三）であり、「賑一給一之」の最初の用例が天平勝宝元年であることから、天平末年に変化の画期を求めることにやや慎重さが必要であるが、飢饉の事例を考え合わせれば舟尾氏の指摘は首肯できる。

さらに、もう一点付け加えておきたい。表記の変化のよう明瞭ではないが、疫病や飢饉の記事の有無についてである。頻繁に発生したと思われるこれらの災害について、『続日本紀』では記載されない期間がまとまっているところがある。もちろん災害がなければ記事がないのは当然であるが、長期間にわたって発生しなかつたとは思われな

い。飢饉は少なくとも数年に一度の発生があつたとみられる。そこで卷別に通計五年以上を範囲とするところでみると、卷二から卷四（対象範囲は九年）、卷七から卷十（十六年）、卷十三から卷十六（九年）、卷十九から卷二十一（六年）に飢饉の記事はない。これらの卷では編集方針として飢饉の記事を採録しなかつた可能性がある^{四〇}。

むすびにかえて

以上、『続日本紀』の記事と表記の研究の整理し問題点を指摘したが、最後に展望を一つ述べておきたい。

元日奏瑞以外の祥瑞記事は元正紀・聖武紀・淳仁紀には皆無である。疫病は元正紀・孝謙紀なく、聖武紀にも一例しかない。飢饉も元正紀ではなく、一方淳仁紀の多さは際立っている。これらに共通するのは元正紀である。『続日本紀』の前半は簡略な記載が多いことだけが理由ではあるまい。天人相關思想において祥瑞と疫病、飢饉などの災異は表裏をなす^{四一}。疫病や飢饉は天の譴責ではあるが、同時に災異が生じた場合に民の危急を救う天皇の有徳行為として賑給は考えられていた^{四二}。このように、祥瑞と災異をとらえると、それは天皇の徳を示す行為として記事が存在することになる。元正の約八年の在位中に、有徳ぶりを示す祥瑞は出現せず、かつ徳を發揮し得る疫病や飢饉が発生しなかつたとは考えがたい。『続日本紀』が参照した原資料に記述がなかつたのでもなかろう。それらはすべて『続日本紀』編者が記事として採録しなかつた、史実を隠蔽したのである。

『続日本紀』編者は元正のような女帝の出現は忌避されるべきと考えていたのである。元正以前の女帝は天皇のキサキ（推古・皇極・持統）か、それに準ずる人物のキサキ（元明）であつた。元正以降でも皇太子を経た女帝（孝謙）が誕生しただけである。他の女帝と比べて元正は血統では遜色ないが、その点特異な女帝である。祥瑞や災異の記事によつて天皇としての元正の有徳を示すことは、皇位継承者を女性（内親王）にまで拡大する考え方を容認するこ

とにもつながる。以前、橋奈良麻呂の変の記述を通して、「続日本紀」には女帝・女性皇太子を否定する立場が窺えることを指摘したことがある²⁴⁾が、その矛先となつたのが孝謙（称徳）と並んで元正であつたのである。天皇の有徳性を記述しないという消極的手法ではあるが。

この点は、いずれ論じることとして擲筆したい。末筆ながら、諸先学の見解に対するの非礼をお詫びしたい。

註

- (1) 拙稿「『続日本紀』の改賜姓記事について」（『関西学院史学』二四、一九九七年）。「六国史の改賜姓記事について」（『人文論究』四七一一、一九九七年）。
- (2) 西山徳「六国史の撰修態度について」（『歴史教育』四一六、一九五六年）。
- (3) 早川庄八「太政官处分について」（『日本古代の文書と典籍』所収、一九九七年、吉川弘文館）。初出は一九七八年。
- (4) 拙稿「『続日本紀』天平宝字元年紀について」（『続日本紀の時代』所収、一九九四年、搞書房）、拙稿「『続日本紀』の改賜姓記事について」（前掲）を参照されたい。
- (5) 早川庄八「制について」（前掲註(3)著書所収。初出は一九七八年）。
- (6) 館野和己「続紀の国司記事の特徴と問題点」（『続日本紀研究』二二三、一九八一年）。
- (7) 佐竹昭「六国史における赦文記載について」（『続日本紀研究』二三四、一九八四年）。この他赦については以下の研究がある。佐竹昭「日本古代における赦について」（『史学研究』一四三、一九七九年）。同「日本古代における赦の特質とその背景」（『日本歴史』三九一、一九八〇年）。同「律令国家の犯罪觀と赦の運用」（『史学研究五十周年記念論叢 日本編』所収、一九八〇年、福武書店）。野口武司「『続日本紀』所見の（大）赦記事」（『宗教社会史研究』II、一九八五年）。同「『続日本紀』所見の（大）赦記事再論」（『日本古代の國家と祭儀』所収、一九九六年、雄山閣）。
- (8) 西宮秀紀「『続日本紀』に見える幣・幣帛記事について」（『続日本紀研究』三〇〇、一九九六年）。
- (9) 安田政彦「『続日本紀』にみえる地震記事」（『続日本紀研究』三〇〇、一九九六年）。
- (10) 福原栄太郎「祥瑞考」（『ヒストリア』六五、一九七四年）。
- (11) 福浩司「六国史の祥瑞記事について」（『中央史学』一〇、一九八七年）。細井浩志「『続日本紀』における自然記事」（『史

淵』（一三四四、一九九七年）。なお祥瑞に関連して、柄浩司「光仁・桓武両朝の歴史編纂について」（『日本歴史』四九八、一九八九年）があるが、論点が多岐にわたるので別の機会に検討したい。

(12) この他祥瑞については以下の研究がある。東野治之「飛鳥奈良朝の祥瑞災異思想」（『日本歴史』一二五九、一九六九年）。香川郁子「祥瑞の等級に關する一考察」（『弘前大学国史研究』九一、一九九一年）。次田吉治「祥瑞災異考」（『專修史学』二三、一九九一年）。大隈清陽「儀制令における礼と法」（『日本律令制論集』上 所収、一九九三年、吉川弘文館）。閻晃「律令国家と天命思想」（『日本古代の國家と社会』所収、一九九七年、吉川弘文館、初出は一九七七年）。

(13) 細井氏は主に日食や天文記事に論及している。参考になる点も多いが、現実には生じなかつた日食を記述する『続日本紀』の編纂方針を「誤脱はあつても重要事項に関する編纂時の意図的な削除はなかつた」と結論するのは早急であろう。

(14) 宝龜元年四月には不予となつてゐたことが八月丙午〔十七日〕条にみえる。

(15) この詔と奏言の意義について、政權の末期的な徵証とも捉えることができるが、称徳が病床にあることを思えば、あたかもそれを慶賀するような祥瑞記事の在り方は不思議でもある。こうした道鏡政權後半における祥瑞記事の採用は、やや穿った見方をすれば、その崩壊を予祝する意図をもつて採録されているのではないか。

(16) 舟尾好正「続日本紀の編纂をめぐる一三の問題」（『続日本紀研究』三〇〇、一九七八年）。この他賑給については以下の研究がある。瀧善成「賑給・借貸制度に就いて」（『史苑』九一、一九三五年）。村尾次郎「律令財政史の研究」（一九六一年、吉川弘文館）。舟尾好正「賑給の実態に関する一考察」（『古代国家の形成と展開』所収、一九七六年、吉川弘文館）。山里純一「律令制賑給の一考察」（『国学院大学大学院紀要』九、一九七八年。のち改稿して「律令地方財政史の研究」に収録、一九九一年、吉川弘文館）。玉井英夫「賑給について」（『畿内地域史論集』一九八一年）。寺内浩「律令制支配と賑給」（『日本史研究』二四一、一九八二年）。高井佳弘「賑給の制度と財源」（『史学論叢』一〇、一九八二年）。中村文男「奈良時代における賑給制度について」（『川内古代史論集』三、一九八三年）。伊藤真「賑給の様相とその時代」（『日本史学集録』六、一九八八年）。宮城洋一郎「奈良時代の賑給政策について」（『歴史と伝承』所収、一九八八年、永田文昌堂）。

(17) 舟尾氏の研究にはもう一つ論点がある。それは国家的大事・慶事の際に全国的または広範囲で実施される賑救記事の分析である。対象者の表記が「高年、饑暮惄独」から「饑暮孤独、貧窮老疾」に天平勝宝以降変化する傾向があることを指摘された。しかし、これは『続日本紀』編纂との関連より、舟尾氏が述べられるように、大宝令と養老令の差、ないしは詔文作成者が好んで使用したにすぎない。

(18) 森田悌「『続日本紀』の編纂過程」(『日本歴史』四三〇、一九八四年)は、疫病の表記の変化は大宝令と養老令との相違とされ、編纂段階の差異に否定的である。ただし、飢饉の表記の変化については言及されていない。

(19) 大町健「『続日本紀』の編纂過程と卷構成」(『日本史研究』一五三、一九八三年)。

(20) 舟尾氏が飢饉のみで採られた宝亀元年六月乙卯〔二十四日〕条、宝亀十一年三月乙酉〔二十日〕条、同年五月乙亥〔十一日〕条、延暦四年五月辛酉〔二十七日〕条の四例を疫病でも採用し加えた。

(21) 疫病の記事では、卷七から卷十六(三十二年)まで、卷十八から卷二十一(十年)には記事がない。特に、天平七・九年の天然痘の流行を加味すると、卷七から卷十六の場合は、編集方針の可能性があるう。飢饉の記事と同様に言えるかもしれない

(22) いが、疫病の発生率は飢饉ほどではないので可能性にとどまる。
天人相関思想と祥瑞との関連は、東野治之「飛鳥奈良朝の祥瑞災異思想」(前掲)、閻晃「律令国家と天命思想」(前掲)が詳しい。賑給との関連では、寺内浩「律令制支配と賑給」(前掲)が詳しい。

(23) 寺内浩「律令制支配と賑給」(前掲)。

(24) 描稿「『続日本紀』天平宝字元年紀について」(前掲)。